（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第七条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定記録等事務代行者の要件） **第四十九条の七**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定変更記録事務代行者の要件） **第四十九条の二十一**　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）	（封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定記録等事務代行者の要件） **第四十九条の七**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定変更記録事務代行者の要件） **第四十九条の二十一**　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）

（ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正）

第八条　ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられた者 三～五　（略）	（欠格事由） **第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。 一　（略） 二　禁錮以上の刑に処せられた者 三～五　（略）

（航空法施行規則の一部改正）

第九条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十六条の六　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。 一・二　（略） 三　拘禁刑以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四　（略） **第二百三十五条の四の四**　法第百三十一条の二の三第二項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略）	**第十六条の六**　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。 一・二　（略） 三　禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四　（略） **第二百三十五条の四の四**　法第百三十一条の二の三第二項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略）